

令和2年5月18日

市内保育所（園）長 様  
認定こども園長 様  
公立学童保育所支援員 様

那珂市長 先崎 光  
(公印省略)

### 緊急事態宣言解除後の保育所等の対応について

日頃より、児童福祉行政につきましてご理解、ご協力をいただきありがとうございます。また、日々保育に励んでいただき、職員の皆様におかれましては心よりお礼申し上げます。

さて、貴園におかれましては、新型コロナウイルス感染予防及び拡大を防ぐため登園自粛のご協力をいただいているところですが、外出自粛等、皆様のご協力により、茨城県の新規陽性者数等の数値は著しく改善し、今月、市内感染者は確認されていません。

今回、政府より緊急事態宣言区域及び特定警戒都道府県が解除となりましたことを受け、茨城県では県のコロナ対策指針（外出自粛・休業要請・学校再開の基準）により、1ステージ緩和することとなりました。このことを受け、休業要請対象業種が大幅に緩和され、家庭での保育に協力ができなくなる保護者もいらっしゃると思われれます。

つきましては、現在、保護者の方には、登園自粛協力要請期間中における受け入れ対象家庭の制限を要請しておりましたが、ご家庭の状況を勘案し、可能な範囲での登園自粛のお願いとしますので保護者の方へ周知くださるようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 ご家庭で保育が可能な場合に登園自粛の協力要請期間  
期間：令和2年5月7日（木）～令和2年5月30日（土）  
※現状が継続されれば期間の延長をしません。
- 2 登園自粛を継続する場合の対応として、厚労省通知「新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について」（令和2年4月24日付け事務連絡）のとおり、貴園において、保護者に対する相談支援などの必要な関与の継続や、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童への定期的な状況確認（概ね1週間に1回以上）などをお願いします。
- 3 職員だけでなく、ご家族の皆様も検温などを行い、体調不良の方がいるときは、出勤を控えるようご指示願います。
- 4 通勤以外で他県への外出や大規模なイベントへの参加を自粛したり、都市部から帰省された方との接触をなるべく避けるようにして慎重な行動を心がけるよう周知願います。

—お問合せ先—

那珂市役所保健福祉部こども課  
子育て支援グループ 水野  
TEL029-298-1111（内線252）

